

要求水準書 新旧対応表						
No	書類名	頁	該当箇所	修正前（10月28日公表「要求水準書（案）」記載内容）	修正後	備考
1	要求水準書	1	I章1.本要求水準書の位置付け	また静岡県（以下、「県」という。）は、優先交渉権者を選定する過程における審査条件として要求水準を用いる。運営権者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。県による業績監視により運営権者が要求水準未達であることが確認された場合は、別に定める規定に基づき、サービス対価の減額又は契約解除等の措置がなされることとなる。なお、運営権者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。	県は、運営権者と連携しながら静岡県総合計画及び静岡県文化振興基本計画の実現を着実に進めるとともに、「静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）利活用基本計画（令和7年3月策定）」（以下「利活用基本計画」という。）が示すコンセプト（感性の花ひらく癒しの丘～文化でつながる、はぐくむオープンラボ～）の実現を目指すことから、優先交渉権者の選定に際しても、運営権者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。	
2	要求水準書	1	I章1.本要求水準書の位置付け	したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う応募者については、静岡県総合計画及び静岡県文化振興基本計画の実現可能性を踏まえた上で評価していく方針である。	したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う応募者については、静岡県総合計画及び静岡県文化振興基本計画及びコンセプトの実現可能性を踏まえた上で評価していく方針である。	
3	要求水準書	3	I章2.（3）事業の範囲	運営権者が行う主な業務は、以下の通り想定している。	利活用基本計画で示すコンセプトの実現を目指し、運営権者が行う主な業務は、以下の通り想定している。	
4	要求水準書	3	I章2.（3）事業の範囲	➤展示棟・庭園の利用に関する業務 ➤旧ガーデンレストラン、旧カジュアルダイニング、旧ギャラリーショップ棟の活用業務（テナント誘致等）	➤旧チケットセンター・旧展示棟・庭園の利用に関する業務 ➤旧ガーデンナースカフェ、旧ガーデンレストラン、旧カジュアルダイニング、旧ギャラリーショップ棟の活用業務（テナント誘致等）	
5	要求水準書	4	I章2.（3）②附帯事業（任意）	コンセプト及び公序良俗に反しない範囲での、運営権者が運営権事業として自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設用地内において、事業にかかる全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算による事業とする。	利活用基本計画及び公序良俗に反しない範囲での、運営権者が運営権事業として自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設用地内において、事業にかかる全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算による事業とする。	
6	要求水準書	5	II章1.（3）対象施設の概要	（3）対象施設の概要	（3）対象施設の概要（庭園を除く）	
7	要求水準書	6	II章2.（1）③営業時間・営業日	旧展示棟 営業日：企画展やワークショップ等の活動 100日以上 貸室または貸館 200日以上	営業日：企画展やワークショップ等の活動 70日以上 貸室または貸館 100日以上（合計220日以上）	
8	要求水準書	10	II章4.（4）③利用料金の設定及び収受	令和8年度10月末頃に制定予定の設置管理条例に基づき、利用料金等及びその徴収に係る規定を定めること。	令和8年度に制定予定の設置管理条例に基づき、利用料金等及びその徴収に係る規定を定めること。	10月末を削除
9	要求水準書	10	II章4.（4）①ウ	年間運営計画書は、維持管理業務年間計画書と運営業務年間計画書により構成される。	年間運営計画書は、各業務の業務計画書により構成される。	
10	要求水準書	10 他	II章4.（4）-②-（7） III章3.（2）-② IV章3.（2）-② V章3.（2）-② VI章3.（2）-②	四半期活動報告書を翌四半期開始後15日以内に、県に提出しなければならない。	四半期活動報告書を翌四半期開始後20日以内に、県に提出しなければならない。	P.17、P.20、P.28、P.38も同様
11	要求水準書	14	II章4.（9）費用負担	実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合におけるサービス対価の調整が生じた場合には、各年度末の支払においてまとめて調整を行う。	削除	
12	要求水準書	16	III章1.業務の目的	施設全体の連続性を図り、契約、修繕・更新投資及び開業準備業務から運営に至るまで、包括的にマネジメントするとともに、「静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）利活用基本計画（令和7年3月策定）」による、各機能・ゾーン間の連携の強化、新文化施設のコンセプト「感性の花ひらく癒しの丘～文化でつながる、はぐくむオープンラボ～」の実現を図り、県との連絡調整やスケジュール管理などを行うことを目的とする。また、新文化施設のコンセプトに沿った指標を提案し、その達成状況を利用者満足度調査により把握し、利用実績を分析した上で次年度以降の運営内容をあらため、県と協議することで、施設の更なる魅力の向上を図ることを目的とする。	施設全体の連続性を図り、契約、修繕・更新投資及び開業準備業務から運営に至るまで、包括的にマネジメントするとともに、利活用基本計画で示すコンセプトの実現を図り、県との連絡調整やスケジュール管理などを行うことを目的とする。また、利活用基本計画で示すコンセプトの実現を目指した機能を提案し、その達成状況を利用者満足度調査により把握し、利用実績を分析した上で次年度以降の運営内容をあらため、県と協議することで、施設の更なる魅力の向上を図ることを目的とする。	
13	要求水準書	17	(1)①	業務計画書	統括管理業務計画書	
14	要求水準書	21	IV章4.（1）①イ	（イ）本施設のコンセプト実現を目指した企画展やワークショップ等の活動の企画運営 【業務内容】 事業コンセプトの実現に資する、企画展やワークショップ等の活動の企画運営を行う。 【要求水準】 ・本施設の事業コンセプトをふまえたたを踏まえた魅力的な企画展やワークショップ等の活動の企画運営を行うこと。	（イ）利活用基本計画で示すコンセプト実現を目指した活動の企画運営 【業務内容】 利活用基本計画で示すコンセプトの実現を目指した活動（企画展やワークショップ等）の企画運営を行う。 【要求水準】 ・利活用基本計画で示すコンセプトの実現を目指し、求める機能を有する魅力的な活動の企画運営を行うこと。	
15	要求水準書	20	IV章4.（1）①	展示棟・庭園の公開に関する業務	旧チケットセンター・旧展示棟・庭園の公開に関する業務	

要求水準書 新旧対応表						
No	書類名	頁	該当箇所	修正前（10月28日公表「要求水準書（案）」記載内容）	修正後	備考
16	要求水準書	21	IV章4.（1）②	旧ガーデンレストラン、旧カジュアルダイニング、旧ギャラリーショップ棟の活用業務（テナント誘致等） 【業務内容】 事業コンセプトの実現に資する、各施設の利用許可・貸付（テナント誘致を含む）および各部屋の効果的な運用を行う。 【要求水準】 ・ 貸館スペースの貸出および賃貸をするための利用規約を定めて管理すること。 ・ 賃貸借契約の締結にあたっては、締結先および想定される事業について県に連携した上で、契約締結について県からの事前承認を得ること。	旧ガーデナースカフェ、旧ガーデンレストラン、旧カジュアルダイニング、旧ギャラリーショップ棟の活用業務（テナント誘致等） 【業務内容】 事業コンセプトの実現を 目指した 、各施設の利用許可・貸付（テナント誘致を含む）および各部屋の効果的な運用を行う。 【要求水準】 ・ 事業コンセプトの実現を目指し、求める機能を有する魅力的かつ、効果的な運用を行うこと。 ・ 貸館スペースの貸出および賃貸をするための利用規約を定めて管理すること。 ・ 賃貸借契約の締結にあたっては、締結先および想定される事業について県に連携した上で、契約締結について県からの事前承認を得ること。	
17	要求水準書	23	IV章4.（1）-⑥駐車場運営事業	記載なし	追記なお、近隣駐車場の所有者と調整し開示できる情報に関して適宜公表することとする。	
18	要求水準書	23	IV章4.（1）⑥	駐車場運営事業	駐車場運営 業務	
19	要求水準書	25	IV章4.（3）（エ）	（エ）企画展やワークショップ等の活動に伴う契約、手配、謝金の支払い等 【業務内容】 企画展やワークショップ等の活動に伴う契約、手配、謝金の支払い等を適切に行う。 【要求水準】 ・ 企画展やワークショップ等の活動の実施に伴う、各種資材・人員の手配及び契約、謝金の支払等を遅滞なく行うこと。	（エ） 事業コンセプトの実現を目指した 活動に伴う契約、手配、謝金の支払い等 【業務内容】 事業コンセプトの実現を目指した 活動(企画展やワークショップ等）に伴う契約、手配、謝金の支払い等を適切に行う。 【要求水準】 ・ 事業コンセプトの実現を目指し、求める機能を有する魅力的な活動の実施に伴う、各種資材・人員の手配及び契約、謝金の支払等を遅滞なく行うこと。	
20	要求水準書	37	VI章3.（1）①	業務計画書	庭園維持管理業務計画書	
21	要求水準書	40	VII章2.（2+E52）事業の調整等に関する事項	記載なし	なお、修繕・更新投資業務において対応すべき対象とその範囲に関しては 提案内容および運営権者と県との協議によって決定することとする。	
22	要求水準書	40	VII章2.（2）②事業の調整等に関する事項	開業館準備、維持管理、運営までの業務を包括的に行う利点を活かした効率的かつ効果的な事業実施を図ること。	開業 館 準備、維持管理、運営までの業務を包括的に行う利点を活かした効率的かつ効果的な事業実施を図ること。	
23	要求水準書	41	VII章3.（1）①	業務計画書	修繕・更新投資業務計画書	
24	要求水準書	42	VII章4.（3）更新投資業務	（1）の調査を基に開業から運営事業期間終了までの期間で、コンセプトの実現に資する運営権者の提案内容の事業を運営する上で必要となる更新投資を行う。更新投資計画を立案し、当該計画に基づく設計を適宜実施すること。	（1）の調査を基に開業から運営事業期間終了までの期間で、 利活用基本計画で示すコンセプト・機能及び運営権者の提案をふまえて 必要となる更新投資を行う。更新投資計画を立案し、当該計画に基づく設計を適宜実施すること。宜実施すること。	
25	要求水準書	45	VIII章4.（2）文化ネットワーク事務局との連携事業	本施設の事業コンセプトを実現するため、県民を含めた多様な主体が運営に参加できる仕組みづくりを支援する。	利活用基本計画に基づき、県が取り組む文化ネットワークの形成において、本施設が当該ネットワークの拠点施設と位置づけられていることから 本施設の事業コンセプトを実現するため、県民を含めた多様な主体が運営に参加できる仕組みづくりを支援する。	
26	要求水準書	44	VIII章3.（1）①	業務計画書	開業 準備 業務計画書	
27	要求水準書	47	IX章1.（1）自主事業	なお、県では、整備コンセプトに沿った中での積極的な提案を望んでいる。	なお、県では、 利活用基本計画 に沿った中での積極的な提案を望んでいる。	
28	要求水準書	50	IX章1.（2）バリューアップ投資	事業コンセプト及び公序良俗に反しない範囲において、運営権者が自らの責任及び費用負担、対象施設の利用促進・魅力向上に資する内装及び外装工事等と実施することができる。	利活用基本計画 及び公序良俗に反しない範囲において、運営権者が自らの責任及び費用負担、対象施設の利用促進・魅力向上に資する内装及び外装工事等と実施することができる。	